

佐賀県規則第6号

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(と畜検査員又は食鳥検査員)</p> <p>第3条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜検査員又は食鳥検査員とする。</p> <p><u>(収去)</u></p> <p>第5条 省令第35条第1項の規定により食品衛生監視員が食品、添加物、器具又は容器包装を収去しようとする場合において営業者の求めがあるときは、<u>事情の許す限りその物品の一部を封印して交付しなければならない。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u></p> <p>第14条 条例許可営業者は、施設又は部門ごとに従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定め、その氏名を作業場内に掲示しておかなければならない。</p> <p>2 条例第2条及び第3条に規定する営業に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 器具及び容器包装は、常に清潔に保つこと。</p> <p>(2) 身体及び被服は、常に清潔かつ衛生的であること。</p> <p>(3) 食品を取り扱うときは、手指を十分に洗浄し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(4) 販売する食品は、清潔かつ衛生的な方法で取り扱うこと。</p> <p>(5) 条例第3条第2号に規定する魚介類の行商を営む者は、魚介類及び鯨肉類を生食用に調理しないこと。ただし、需要者の調理場で調理する場合は、この限りでない。</p>	<p>(と畜検査員又は食鳥検査員)</p> <p>第3条 法第10条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜検査員又は食鳥検査員とする。</p> <p>第5条 削除</p> <p>第14条 削除</p>

改正前	改正後				
<p>(6) <u>条例第3条各号に規定する行商を営むときは、登録証を着衣の見やすい箇所に着けなければならない。</u></p> <p>(7) <u>法第30条第1項に規定する食品衛生監視員から登録証の提示を求められたときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>(食品衛生責任者設置等の届出)</p> <p>第15条 法許可営業者及び条例許可営業者は、<u>条例第1条の2又は前条第1項の規定により食品衛生責任者を設置し、又は変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置(変更)届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 と畜場又は食鳥処理場内において法第6条、<u>第9条、第10条及び第11条第2項の規定に違反した場合における法第54条の規定による処置命令に関する事務は、佐賀県食肉衛生検査所長に委任する。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 997 1108 1118"> <tr> <td data-bbox="232 997 663 1118">食品衛生法施行令第4条の2に規定する食品又は添加物の別</td> <td data-bbox="663 997 1108 1118"></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>略</p>	食品衛生法施行令第4条の2に規定する食品又は添加物の別		<p>(食品衛生責任者設置等の届出)</p> <p>第15条 法許可営業者及び条例許可営業者は、<u>省令別表17第1号に規定する基準に従い食品衛生責任者を設置し、又は変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置(変更)届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 と畜場又は食鳥処理場内において法第6条、<u>第10条、第12条並びに第13条第2項及び第3項の規定に違反した場合における法第54条の規定による処置命令に関する事務は、佐賀県食肉衛生検査所長に委任する。</u></p> <p>2 略</p> <p>様式第3号(第6条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 997 2040 1118"> <tr> <td data-bbox="1160 997 1590 1118">食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別</td> <td data-bbox="1590 997 2040 1118"></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>略</p>	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	
食品衛生法施行令第4条の2に規定する食品又は添加物の別					
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和3年5月31日までの間は、この規則による改正前の食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第14条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。